

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第14号

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年静岡県条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ（<u>静岡県知事の選挙の場合に限る。</u>以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（静岡県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p><b>第7条</b> 候補者（<u>静岡県知事の選挙における者に限る。第10条において同じ。</u>）は、<u>同条</u>に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p><b>第9条</b> 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき</p> | <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ及び<u>同項第4号のビラ</u>（以下<u>これらを</u>「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（静岡県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p><b>第7条</b> 候補者は、<u>第10条</u>に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p><b>第9条</b> 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき</p> |

作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数（静岡県知事の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

**第10条** 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、当該枚数）を乗じて得た金額とする。

作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数（静岡県知事の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

**第10条** 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該枚数）を乗じて得た金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。